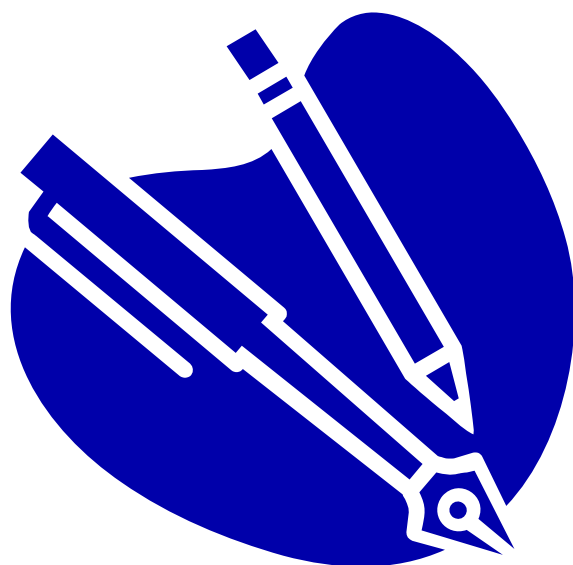


特記事項記入のポイント



平成 2 2 年 2 月
横浜市健康福祉局介護保険課

はじめに

要介護認定の適正な審査判定を行うためには、認定調査における特記事項の記載が非常に重要です。この手引きは、介護の手間、頻度、選択根拠などの特記事項の記載方法のポイントについて、厚生労働省の要介護認定調査員指導者研修等の資料を参考に横浜市が作成したものです。

介護認定審査会において一次判定を変更するためには、特記事項や主治医意見書に記載されている「介護の手間」を根拠とすることが、必須の条件となります。そのため、実際に申請者に会い、介護者から聞き取りをしている要介護認定調査員が、審査判定に必要な情報、特に「介護の手間や頻度」を特記事項に記載し、審査会に情報提供することが非常に重要になります。

この手引きでは、特記事項の役割や評価軸の考え方、項目ごとの具体的な特記事項の記載例等をまとめました。認定調査員テキストと併用し、効果的に特記事項を記載していただくツールとしてお役立てください。

本手引きは、認定調査員テキスト2009改訂版、平成21年度要介護認定調査員指導者研修資料及び介護保険最新情報 Vol.1 29（平成22年2月2日）の内容をもとに作成しています。

なお、研修資料の内容については、平成21年10月の要介護認定の見直しに合わせて一部加筆・修正しています。

具体的な特記事項の例は、実際の事例をもとに、より介護の手間等が分かりやすいように編集したものです。調査時に確認した内容を、効果的に特記事項に記載するための参考としてください。

平成22年2月

横浜市健康福祉局介護保険課

目次

1	特記事項の役割	
	特記事項の役割とは？	1
	基本調査と特記事項の違い	1
	効率的な特記事項の記入方法とは？	3
2	評価軸ごとの特記事項記入のポイント	
	3つの評価軸の特徴	8
	能力で評価する調査項目の留意点	8
	介助の方法で評価する調査項目の留意点	8
	有無で評価する調査項目の留意点	9
3	各群・項目ごとの特記事項記入のポイント	
	第1群「身体機能・起居動作」	
	1 - 1 麻痺等の有無	10
	1 - 2 拘縮の有無	11
	1 - 3 寝返り / 1 - 4 起き上がり	12
	1 - 5 座位保持	13
	1 - 7 歩行	13
	1 - 10 洗身	13
	第2群「生活機能」	
	2 - 1 移乗 / 2 - 2 移動	14
	2 - 3 えん下 / 2 - 4 食事摂取	16
	2 - 5 排尿 / 2 - 6 排便	16
	2 - 7 ~ 9 口腔清潔・洗顔・整髪	17
	2 - 10 上衣の着脱 / 2 - 11 ズボン等の着脱	18
	第3群「認知機能」	
	3 - 1 意思の伝達	19
	3 - 4 短期記憶	19
	第4群「精神・行動障害」	
	4 - 1 被害的になる	20
	4 - 2 作話	20
	4 - 3 感情が不安定	20
	4 - 4 昼夜の逆転がある	21
	4 - 5 同じ話をする	21
	4 - 6 大声を出す	21
	4 - 7 介護に抵抗	21
	4 - 8 落ち着きなし	22
	4 - 11 物や衣類を壊す	22
	4 - 14 自分勝手に行動する	22
	第5群「社会生活への適応」	
	5 - 1 薬の内服	23
	5 - 2 金銭の管理 / 5 - 5 買い物	24
	5 - 3 日常の意思決定	25
	5 - 4 集団への不適応	26
	5 - 6 簡単な調理	27

1. 特記事項の役割

特記事項の役割とは？

役割その1

介護認定審査会において、一次判定を変更する理由になります。

一次判定（基本調査項目のチェック）だけでは把握できない、申請者固有の介護の手間が特記事項や主治医意見書に具体的に記載されていれば、通常より介護の手間がかかる（かからない）と判断して、一次判定を変更する理由となります。

ポイント

介護の手間 = 実際に行われている介助や対応 × 頻度

介護認定審査会で一次判定変更理由となりうる特記事項(例)

項目	食事摂取	選択肢	「4. 一部介助」
特記事項の例	「最初の数口は、自己摂取だが、すぐに食べなくなるため、 <u>残りはすべて介助を行っている</u> 」		
審査判定において	通常の例よりも介護の手間がかかるとして<u>重度変更</u>の理由となり得る。		
特記事項の例	「 <u>ほとんど自分で摂取するが、器の隅に残ったものについては、介助者がスプーンですくって食べさせている</u> 」		
審査判定において	通常の例よりも介護の手間がかからないとして<u>軽度変更</u>の理由となり得る。		

役割その2

選択に迷った場合は、選択根拠を具体的に記載することで、審査会で選択の妥当性を判断する材料となります。

選択肢のチェックどおりの特記事項は書く必要はありませんが、どちらでも当てはまるような判断に迷う項目は、具体的な状況を特記事項に書くことで、審査会でその妥当性を判断したり、審査判定に反映させたりします。

基本調査と特記事項の違い



基本調査の役割とは？

同じ状態の方が同じ要介護状態区分でサービスを受けられるように設けられた、全国共通の「ものさし」になります。

基本調査は、「ものさし」を正確に機能させるために、「できる」「できない」あるいは「介助されていない」「一部介助」等の選択肢を、調査員が基準に則って選択できるように作られています。ところが、この選択肢の理解が不十分で、間違った選択をしてしまうと、「ものさし」としての機能が損なわれてしまいます。

適正な認定のために、基本調査項目の判断基準について正確に理解することが非常に重要になります。

特記事項と基本調査の違い

	基本調査	特記事項
選択・記載の基準	定義による	定義によらない (定義にとらわれず、調査員の専門性から必要と思う情報はすべて記載)
基本的な基準	3つの評価軸とそれぞれの選択基準 ・能力 ・介助の方法 ・有無	・選択根拠(具体的状況) ・介護の手間 ・頻度
審査会における最終的な判断基準	定義による (一次判定の修正・確定)	専門性に基づく委員の合議 (介護の手間にかかる審査判定)

(平成21年度要介護認定調査員指導者研修資料より抜粋)

認定調査員は、「このことは審査会に伝えるべき！」と思うことがあれば、定義や選択肢にかかわらず特記事項に記載することができます。

該当する基本調査項目はなくても、類似の行動またはその他の精神・行動障害などにより具体的な「介護の手間」が生じていることが確認できれば、最も類似または関連する項目や、認知症高齢者の日常生活自立度の特記事項など、審査会委員が読みやすい場所に、具体的な介護の手間と頻度を記載することができます。

(どこにも当てはまらなければ特記事項の一番下に「 」として記載しても結構です)

該当する調査項目はないが、介護の手間が生じている場合の記載例

認知症に関する症状	不潔行為	記載する項目の例	2-6 排便など
特記事項の例	認知症があり、排便は常時見守りをしているので「見守り等」を選択。 しかし、時々失禁があり弄便し、その手で壁等を触ってしまうので、その都度家族が拭いている。(月に2～3回)		
認知症に関する症状	暴言・暴行	記載する項目の例	4-7 介護に抵抗など
特記事項の例	介護に抵抗することはないのでチェックなし。しかし、週に数回、妻に暴言や暴行をふるい、その都度娘が止めに入っている。本人をなだめるのに1時間程度かかり、介護の手間になっている。		
認知症に関する症状	幻視・幻聴	記載する項目の例	4-13 独り言・独り笑いなど
特記事項の例	何も無いところに向かって独りで話しかけていることが週2～3回ほどあるので、「ある」を選択。 本人は、「女の子がそこに座っていて、私に話しかけている」と言い、その都度家族を呼んで説明するので、家族は毎回1時間程度話を聞いている。		
認知症に関する症状	異食行動	記載する項目の例	認知症高齢者の日常生活自立度など
特記事項の例	食べ物でないもの(石けん等)をやたらと口に入れてしまうことがあるので、危険なものは、介護者が本人の目が届かないところにしまうなどの対応をしている。(週に1回程度)		
状況	軟膏の塗布をしている	記載する項目の例	第2群、5-1 薬の内服、じょくそうの処置など
特記事項の例	帯状疱疹の後遺症のため、一日三回、軟膏を背中に塗布する介助が行われている。		

効率的な特記事項の記入方法とは？



審査すべきポイントに重点をおいて記載

全ての項目について本人の状況などを詳細に記載するのではなく、審査すべきポイント（特に介護の手間や頻度）に重点を置いて記載するほうが効果的です。

反対に、選択基準以上の特記すべき状況がなければ、事細かに状況を書く必要はありませんので、要点を絞ってなるべく特記事項の用紙1枚におさまるように記載してください。

例1：1-4 起き上がり 選択肢「2.何かにつかまればできる」の特記事項の比較

特記事項		解説
「つかまれば自分でできる」	×	選択肢と同じなので省略可
「ベッド柵につかまり、かなり時間をかけて起き上がっている。体調によってはできないこともある」		状況は分かるように書いてあるが、できないときはどのような介護がどのくらいの頻度で行われているか書いてあると良い。
「つかまればできるが、体調によってはできないことがある(週2回程度)。その場合は <u>介助者を呼んで起こしてもらっている</u> 」		選択肢だけでは分からない介護の手間がかかることが分かり、介護認定審査会での議論の材料となる。
「ベッド柵をつかんで起きあがっているが、介護保険のレンタルベッドを使用しており、レンタル料が高いため購入してしまおうかどうか悩んでいる」	×	直接介護の手間に関することではないため、記載不要。審査判定に必要なことだけを簡潔に記載してください。

例2：1-10 洗身 選択肢「2.一部介助」の特記事項の比較

特記事項		解説
「家族が一部手伝っている」	×	具体的な介助の状況が分からない。
「肩関節が拘縮しているため背部に手が届かず、 <u>家族が背部のみ洗っている(週2～3回)</u> 」		具体的な介助の量が把握でき、介護認定審査会での議論の材料となる。

例3：2-4 食事摂取 選択肢「2.見守り等」の特記事項の比較

特記事項		解説
「家族が見守っている」	×	何をどのように「見守り」が行われているのかが分からない。 介護に必要な「見守り」ではなく、ただ「一緒に食べて、様子を見ている」だけであれば、「介助されていない」になる。
「家族と一緒に食卓につき、食べるように促さないと自発的には食べない。促し続けても食事に2時間かかり、その間、家族は食卓を離れられない」		何のため(ここでは促すため)に「見守り」を行い、どのような介護の手間がかかっているのかが分かる。

例4：4-3 感情が不安定 選択肢「3.ある」の特記事項の比較

特記事項の例	解説
「急に泣くむことがある」	状況は分かるが介護の手間の有無や頻度が分からない。
「急に泣くむことがある(1/週)が、 <u>介助者は特に対応していない</u> 」	チェックはしたが、特に介護の手間がかかっていないことが分かり、介護認定審査会での議論の材料となる。
「急に泣くむことがある(1/週)ため、 <u>その都度介助者が落ち着くまで、1時間程度なだめている</u> 」	選択肢だけでは分からない介護の手間がかかることが分かり、介護認定審査会での議論の材料となる。

例5：5-2 金銭の管理 選択肢「3.全介助」の特記事項の比較

特記事項	解説
「できない」	× 能力の項目ではないので、「できる」「できない」ではなく、選択肢だけでは分からない介護の手間があれば、具体的に記載してください。
「認知症があり管理は全て娘が行っているが、 <u>本人が手元に現金をおいておかないと不安なため、少額の現金を渡し、それについても娘が管理している</u> 」	選択肢だけでは分からない介護の手間がかかることが分かり、介護認定審査会での議論の材料となる。

例6：5-4 集団への不適応 選択肢「2.ときどきある」の特記事項の比較

特記事項	解説
「レクリエーションの時間になると他の利用者に暴力をふるうことが2、3回/月ある」	なだめる等の介護の手間が発生していることは想像できるが、具体的な記載がないので介護認定審査会で重度変更の理由にはできない。
「レクリエーションの時間になると他の利用者に暴力をふるうことが2、3回/月あり、 <u>そのたびにスタッフが本人をなだめたり、仲介に入ったり対応している。</u> 」	選択肢だけでは分からない介護の手間がかかることが分かり、介護認定審査会での議論の材料となる。

介助の方法の個人差が大きい項目を重点的に記載

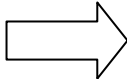
二次判定においては、「2群（生活機能）」と「4群（BPSD関連）」における介護の手間の記載が大きなポイントとなります。

介助量を基本においた審査判定である以上、介助の方法において個人差が大きい項目や行為量そのものが多い項目（移動、排泄、食事摂取など）の記載を重点的に行うことが、効果的な特記事項につながります。

反対に、選択基準以上の特記すべき状況がなければ、事細かに状況を書く必要はありません。

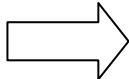
頻度で判断すると「介助されていない」「ない」「できる」を選択する場合でも、実際に介護の手間があれば記載する

特に、軽度者に対する認定調査については、実際に介護の手間がある場合でも、頻度が少ない場合が多く、選択の基準に従うと、「介助されていない」等を選択することになりますが、実際に行われている介護の手間がある場合は特記事項に記載してください。

項目	2-5 排尿	対象者の状況	排尿の介助はない。 <u>週3回程度失禁あり。</u> <u>掃除は家族が行う。</u>
選択基準	実際の介助で選択。 頻回な状況で選択。 手間は特記事項。		頻度が少ないため「 <u>介助されていない</u> 」を選択
特記事項の例	自分でトイレに行って排泄しており、通常は介助は行われていないが、 <u>週3回ほどの頻度で、トイレに間に合わずに失禁し、廊下が濡れており、廊下の掃除は家族が行っている。以上の状況ではあるものの、より頻回な状況に基づき、「介助されていない」を選択する。</u>		
審査判定のポイント	特に、軽度者に対する審査判定において、頻度は少ないため一次判定には反映されないが、実際に行われている介護の手間を理解することができる。		

調査項目の選択基準に含まれていない場合でも、介護の手間があれば記載する

選択肢の選択基準に含まれていない介護の手間が発生している場合は、特記事項に具体的な介護の手間の内容と頻度を記載してください。

項目	2-2 移動	対象者の状況	室内自立移動。 <u>通院外出時は一部介助があり、週2回、家族が介助。</u>
選択基準	実際の介助で選択。 外出は選択基準に含まない。 手間は特記事項。		室内は自力移動なので「 <u>介助されていない</u> 」を選択
特記事項の例	室内は自力で移動できる。外出行為に関しては定義に含まれないため、「 <u>介助されていない</u> 」を選択するが、週に2回、病院に通院する際は、長距離の歩行ができないため、 <u>介助者が必ず付き添い、車での送迎の上、手引き歩行している。</u>		
審査判定のポイント	一次判定には反映されないが、実際に行われている介護の手間を理解することができる。		

安定している、という記載も大事

状態の維持・改善可能性の審査判定において、特記事項と主治医意見書から、認知機能が低下している又は状態不安定（6ヶ月後に悪化する）と判断できれば「要介護1」、できなければ「要支援2」となります。

「認知機能が低下している」「状態が不安定」という記載はよく見受けられますが、反対に「認知機能が低下していない」「状態が安定している」といった記載はあまりありません。そのため、一次判定が「要介護1」の場合、変更できずにそのまま「要介護1」となる場合があります。

したがって、状態が安定している（6ヶ月後に悪化しない）等の記載は、状態の維持・改善可能性にかかる審査判定において貴重な議論の材料となりますので、そのような状況がある場合は、特記事項への記載をお願いします。

以下、特記事項の例を紹介します。

「認知機能が低下していない」という議論の材料となる特記事項の例

3群や4群の項目などに記載	当該行動はあるが(当該項目は「できない」としたが)、身の回りのことについては自分で決定しており、日常生活はほぼ自立している。
---------------	--

「状態が安定している(6ヶ月後に悪化しない)」という議論の材料となる特記事項の例

1 - 7歩行や 2 - 2移動 などに記載	現在リハビリを行っており、歩行がかなりスムーズになってきた。今後も継続していく予定。
1 - 7歩行や 2 - 2移動 などに記載	関節の手術をした直後は痛みがあり、歩行が困難であったが、最近は痛みが軽減し歩行も楽になってきた。
1 - 10洗身 などに記載	身体的に改善し、風呂も一人で入れるようになり、洗身も一人でできるようになった。
2 - 4食事摂取 などに記載	以前は食欲がなく、自らすすんで食べなかったが、最近は食欲がでてきている。
障害高齢者の 日常生活自立度 などに記載	退院後自宅での生活も慣れ、身の回りの事は自分で行えている(外出も増えてきている)

頻度は具体的に

「ときどき」「頻繁に」などではなく、「2～3回/日」「毎日」「2～3回/週」といった、具体的な頻度を記載してください。

概況調査の内容は、一次判定変更の理由にならない

概況調査の に記載された内容は、一次判定変更の理由にはなりません。申請者の家族状況等や前回調査時点からの変化等を把握する情報として審査会資料に載ります。介護の手間についての情報は、特記事項に記載してください。

他の項目との整合性を意識する

個々の項目の選択基準に留意するだけでなく、全体的に見て、他の項目との整合性についても意識してください。

例えば、3 - 4「短期記憶」について、選択肢「できない」で、特記事項に「5～10分前に言ったことや、30分くらい前に自分がした行動も忘れている（毎日）」と記載されているにも関わらず、4群（4 - 5同じ話をする、4 - 12ひどい物忘れ等）にチェックや特記事項の記載がない場合があります。そのような場合、審査会としては4群の項目との整合性を確認できないため、矛盾があると捉えてしまいかねません。

この場合、短期記憶はできないとしたが、ひどい物忘れ等は「ない」とした理由（例えば、予防的な対策をしているのでひどい物忘れは「ない」とした、等）を記載することで、スムーズで適正な審査判定につながります。

提出前に一度見直しを！

特記事項や概況調査は、介護認定審査会資料に直接掲載されると同時に、開示請求があった場合は本人やご家族の目に触れることもあります。

- ・ 個人が特定できるような情報がないか
- ・ 誤字（特に誤変換）・脱字がないか
- ・ チェックの誤記入はないか（過去14日間に受けた特別な医療についてはチェック漏れがないか）

等を、ご提出の前に今一度ご確認ください。



2. 評価軸ごとの特記事項記入のポイント

3つの評価軸の特徴

	能力	介助の方法	有無
主な調査項目	身体的能力 (第1群を中心に10項目) 認知の能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮 (第1群の9部位) B P S D 関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」 「できない」	「介助されていない」 ~ 「全介助」 (介助の量ではなく、介助の方法)	「ない」 「ときどきある」 「ある」
項目の狙い	本人の能力	最終的に提供されている介助 (提供されるべき介助)	行動の発生頻度に基づき選択(B P S D)
特記事項	日頃の状況 選択根拠(判断に迷う場合)	介護の手間と頻度	介護の手間と頻度 (B P S D)
留意点	実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合	「実際に行われている介助が不適切な場合」	定義以外で手間のかかる類似の行動等がある場合(B P S D)

(平成21年度介護保険「主治医意見書 記載方法等」研修会資料より抜粋) 麻痺等・拘縮は能力と同じ

能力で評価する調査項目の留意点

「介護の手間」があれば記載する

能力で評価する項目であっても、その行為に「介助の方法」の項目にはない介護の手間がかかっている場合は、選択基準には含まれませんが、具体的な介護の手間と頻度を特記事項に記載し、介護認定審査会における二次判定の判断を仰ぐことができます。

介助の方法で評価する調査項目の留意点

「実際の介助の方法」が不適切であると判断する場合は、理由を記載する

具体的に介助が「行われているー行われていない」の軸で選択を行うことを原則としますが、「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって不適切であると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができます。

「不適切」な状況にあると判断された場合は、単に「できる - できない」といった能力のみで評価せず、対象者の生活環境などを総合的に判断します。迷った場合は特記事項に記載し、最終的には介護認定審査会で判断することとなります。

該当する行為(排尿や洗顔など)が一定期間(調査日より概ね過去1週間)のうちどの程度行われているかを把握した上で、そのうち頻度が最も多い「介助の方法」で選択する

例：2-4「食事摂取」 『週1～2回全介助、それ以外は介助なしで食事摂取している。』

×「一部介助」

間をとって「一部介助」は誤り。

「介助されていない」

頻度でみて「介助されていない」を選択し、「全介助」となる場合の具体的な内容や頻度を特記事項に記載する。

発生頻度の少ない行為においては、週のうちの介助のある日数で評価するのではなく、発生している行為量に対して、どれだけ頻回に介助が行われているかを評価する

例：1-10「洗身」 『すべて介助されているが、週3回しか入浴機会がない』

×「介助されていない」

7日のうち3日ということで、4日は入浴機会がない、すなわち「1.介助されていない」が頻回な状況である、と考えるのは誤り。

「全介助」

週3回の行為の機会において、3回とも全介助であれば「4.全介助」を選択。

有無で評価する調査項目の留意点

第1群(麻痺等・拘縮)

「介護の手間」があれば記載する

基本調査の選択基準には含まれませんが、麻痺等・拘縮によって「介助の方法」の項目にはない介護の手間がかかっている場合は、具体的な介護の手間と頻度を特記事項に記載し、介護認定審査会における二次判定の判断を仰ぐことができます。

第4群(BPSD関連)

「介護の手間」があれば記載する(手間がない場合もその旨を記載する)

基本調査の選択基準には含まれませんが、その行動によって介護の手間がかかっている場合は、具体的な介護の手間と頻度を特記事項に記載してください。

反対に、その行動があっても介護者が特に対応をとっていない場合などについても、特記事項に記載し、介護認定審査会の二次判定で判断を仰ぐことができます。

該当する項目がなければ、類似する項目に記載する

基本調査項目の中には該当する項目が存在しないものの、類似の行動により「介護の手間」が生じている場合は、類似または関連する項目の特記事項に、具体的な介護の手間と頻度を記載することができます。(p.2の記載例参照)

「予防的な対策」の具体的な内容を記載する

調査対象者の状況(意識障害、性格等)施設等による予防的な対策(昼夜逆転に対応するための睡眠薬の内服等)治療の効果も含めて、選択肢に示された状況の有無で選択しますが(テキスト p.115 最下段)、予防的な対策をとっている場合は、その工夫や介護の手間、頻度について具体的に特記事項に記載してください。

3. 各群・項目ごとの特記事項の記載のポイント

第1群「身体機能・起居動作」



第1群 身体機能・起居動作の特徴

3軸の評価基準を網羅しているが、能力による評価軸が多い。
有無が評価軸となっているのは、「麻痺等」「拘縮」の部分ごとの評価
有無等で評価する調査項目

- ・実際に確認したが、判断に迷った場合
具体的な状況と調査員の判断根拠を特記へ
実際に確認した状況が、日頃の状況と異なる場合
一定期間の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。

ポイント

麻痺等・拘縮によって、実際に介護の手間をもたらしているものの、「介助の方法」の項目に適切な項目がないために、具体的な介護の手間を記載することが出来ない場合は、能力の項目に具体的な介護の手間とその頻度を記載することができる。

第1群の項目の選択・特記事項における留意点

1-1(麻痺等の有無)

医学的な麻痺とは基準が異なる。

静止した状態を保持できるかどうかを確認

確認動作を行ったのか、行えなかったのかを記載する。

- Ex. 特記事項に“両下肢の筋力低下あり”で右下肢、左下肢にチェックありの場合
確認動作をした上での判断かどうか分からない。

確認動作(上肢)

- ・拘縮で肘が曲がっている場合は、可能な限り肘関節を伸ばした状態で行う。
- ・座位での動作確認の場合は、前方と横の拳上、静止した状態の保持を確認、仰臥位では前方頭上のみ

確認動作(下肢)

- ・大腿部が椅子(仰向けの場合は枕等)から離れないこと。
- ・他動的に最大限動かせる高さまで拳上し、静止した状態で保持出来るかどうか。

その他(四肢の欠損)

- ・四肢の一部に欠損がある場合や上肢・下肢以外に麻痺等がある場合に該当。

Ex. 手指の麻痺など

手指と右上肢に麻痺等がある場合・・・「その他」と「右上肢」にチェック
(拘縮も同様)

より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する場合

それぞれに示されている確認動作のような動きが日頃は出来ているのかを聞きとる。筋力低下がある、のみでは該当しない。

項目	麻痺等の有無	選択肢	「6.その他」
特記事項の例	上肢、下肢の確認動作は可。 脳梗塞後遺症で右手指に軽い麻痺があり、力が入らない。箸やスプーンがもてない、水道のコックが回せない等、指先を使う動作については介助を要する。		
審査判定における活用ポイント	確認動作は行えたが、日常生活での支障、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	麻痺等の有無	選択肢	「2.左上肢」
特記事項の例	確認動作は行うことができたが、脳梗塞後遺症で左上肢に麻痺あり。普段の様子を聞くと、腕が上がらないため着替えや洗身時は、いつも介護者が左腕を持ち上げているとのこと。肩の高さまでは挙げることは出来ないと判断した。		
審査判定における活用ポイント	確認した状況と日頃の状況との違い、選択した根拠について理解できる。 日常生活での支障、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	麻痺等の有無	選択肢	「4.左下肢」「5.右下肢」
特記事項の例	左下肢、右下肢ともに可動域制限のない高さまで、挙上することができたが、加齢による下肢の筋力低下が見られ、すぐに足を降ろしてしまった。静止した状態は保持できなかつたと判断した。		
審査判定における活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択の根拠について理解できる。		

1 - 2 (拘縮の有無)

他動的に四肢の関節を動かした際の拘縮の有無を評価

動作の確認は4～5秒程度の時間をかけてゆっくり動かして確認を行う。

確認動作(股関節)

- ・座位がとれる場合は、外転の動作確認のみでよい。
- ・外転動作は膝の内側を2.5センチ程度開くことができるかどうか。
- ・片足のみで2.5センチ開くことが出来ても、一方の足の外転に制限がある場合、その旨を記載する。

確認動作を行ったのか、行えなかったのかを記載する。

ex. 特記事項に“肩関節の痛みあり”で肩関節にチェックありの場合

確認動作をした上での判断かどうか分からない。

項目	拘縮の有無	選択肢	「1.なし」
特記事項の例	確認動作は可。しかし時間帯によっては膝・股関節が痛むことがあり、起居動作が出来ず、同居の家族をその都度呼んで物を取ってもらったり、動作介助をしてもらっている。頻回な状況より「なし」を選択。		
審査判定における活用ポイント	確認動作は行えたが、関節の痛みによる日常生活での支障、発生している介護の手間が理解できる。		

項目	拘縮の有無	選択肢	「4.膝関節」
特記事項の例	本人の拒否があり、調査時動作確認は行うことができなかった。 介護者に日頃の着脱動作について確認すると、膝については関節が硬くなっており、90度程度の屈曲は困難であるとのこと。ズボン等の着替えの介助には、時間がかかっている。		
審査判定における活用ポイント	動作確認ができなかった状況、介護者からの聞き取り内容、選択した根拠が把握できる。 発生している介護の手間が理解できる。		
項目	拘縮の有無	選択肢	「1.なし」
特記事項の例	股関節の動作確認では、25センチ程度開くことができたが、右関節は人工関節を置換した経緯があり、左側に比べて少ししか開くことができなかった。階段の上り下りでは必ず家族が見守る。また起居動作が不安定で、家族に介助を求めることが多い。		
審査判定における活用ポイント	確認動作は行えたが、日常生活での支障、発生している介護の手間が理解できる。		

1 - 3 (寝返り) 1 - 4 (起き上がり)

一度起きあがってから体の方向を変える行為は、寝返りとは考えない。

自分の身体の一部につかまって行う場合や、体を支える目的で手や肘でふとんにしっかりと加重して起きあがる場合は「2.何かにつかまればできる」を選択

「1 - 4起き上がり」の「常時、ギャッジアップの状態にある場合」とは？

水平にすると吐いてしまう等のため、常にベッドを少しギャッジアップさせて、寝ている場合。その状態から評価する。

その都度ギャッジアップ機能を使用している方は、これらの機能を使わない状態で評価する。

項目	起き上がり	選択肢	「2.何かにつかまればできる」
特記事項の例	スペースの問題で安全に確認動作を行うことが難しいため、聞き取りを行う。ベッド柵等つかまるものが周辺にないため、肘をベッドにつき、全体重をかけて起きあがっているとのこと。体調が悪いとき(週1, 2回程度)は、家族を呼ぶこともある。		
審査判定における活用ポイント	動作確認ができなかった状況、介護者からの聞き取り内容、選択した根拠が把握できる。 選択肢には含まれないが、起き上がりの具体的な状況、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	起き上がり	選択肢	「3.できない」
特記事項の例	腰痛がひどく、体力もないため、毎回家族に背中を支えてもらい起きあがっている。臥床の状態が多いが、頻尿であるため、トイレの度に家族を呼び、起き上がりの介助を頼んでいる。		
審査判定における活用ポイント	起き上がりの具体的な状況、発生している介護の手間が理解できる。		

1 - 5 (座位保持)

座位がとれないケースは非常にまれ。

「できない」は、座位をとったことがない、もしくは座位をとると何らかの異変が起こる等のケースが考えられる。

角度の定義はない。

調査員が「座っている」と判断した場合は、判断した状況と理由を記載する。

項目	座位保持	選択肢	「4. できない」
特記事項の例	日中も寝たきり状態。座位をとると、低血圧になる恐れもあるため、リクライニングは30度程度までしか上げていない。座位とは判断できないため、「できない」を選択する。		
審査判定における活用ポイント	座位の具体的な状況、選択した根拠が理解できる。		

1 - 7 (歩行)

5メートル程度継続して歩くことができるかどうか。

入院中でリハビリ訓練時にしか歩行していない。

リハビリ訓練中は一般的に日頃の状況ではないと考える。

2 - 2移動と併せて特記を記載してもよい。

項目	歩行	選択肢	「1. つかまらないでできる」
項目	移動	選択肢	「3. 一部介助」
特記事項の例	5メートルは一人でつかまらずに歩くことができるが、それ以上の距離や段差がある場所での歩行は不安定で転倒の恐れがある。移動時は、家族が片腕を支えるなどの介助していることが多い。		
審査判定における活用ポイント	歩行の具体的な状況、移動時に発生している介護の手間が理解できる。		

1 - 10 (洗身)

一定期間(概ね過去1週間)の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択

<頻度に関する考え方>

ex. 入浴は週1回、週6日は清拭を行っている。

入浴時の状況で選択。

ex. 週3回は全介助、週4回は一部介助

頻回に見られる状況で選択、一部介助

ex. 一部介助と全介助の頻度が同じ

「洗身」の状況の特記事項に記載。選択に「迷った」理由や選んだ理由を書く。

入浴行為、洗髪行為、清拭については、選択基準には含まないが、**手間がかかっている場合は**

特記への記載が可能。



項目	洗身	選択肢	「1. 介助されていない」
特記事項の例	洗身行為は自立しているが、浴槽から立ち上がれなくなることがよくあり、その都度、息子を呼んでいる。(入浴は自宅にてほぼ毎日)		
審査判定における活用ポイント	浴槽からの出入りについては選択肢には含まれないが、発生している介護の手間が理解できる。		

項目	洗身	選択肢	「2.一部介助」
特記事項の例	自宅での入浴時(週5回程度)介助は受けていない。 しかし本人肩関節の可動域制限があり、足先や背中が十分に洗えず、背中に湿疹ができてしまうことも多いとのこと。 週2回のデイサービスの入浴時には、洗いづらい部分の介助を受けていることから、一部介助は必要と判断した。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。		
項目	洗身	選択肢	「2.一部介助」
特記事項の例	本人独居であるが、週2回の洗身に関わる介助は、家族の週に2回の訪問時に行われている。背中などの洗いづらい部分の洗身、洗い流す行為に介助を受けている。		
審査判定における活用ポイント	独居であるが、洗身については適切な介助を受けているという状況の確認、発生している介護の手間について、理解できる。		
項目	洗身	選択肢	「2.一部介助」
特記事項の例	概ね一週間の洗身の状況を確認したが、介助されていない場合と一部介助の頻度が同じくらいであるとのこと。迷ったが、ここ2,3日は一部介助を受けているとのことだったので、「一部介助」を選択する。		
審査判定における活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。		

第2群「生活機能」

(平成21年5月21日 認定調査員指導者研修資料より一部抜粋)



第2群 項目の特徴及び選択・特記事項における留意点

2-1 移乗 / 2-2 移動

<項目の特徴>

移乗・移動行為は、生活の中で多岐にわたっており、活動性のある対象者の場合、相当に頻回な行為となる場合が多い。

寝たきりなどの重度の状態になると移乗・移動の機会そのものが減少する場合もある。

「移乗・移動の機会がまったくない」人は、一般的には想定されないと考えるべき。そのような人は「介護放棄」「不適切な介助」の状態に近いのでは？

<選択上の留意点>

様々な日常生活行動を把握した上で、最後に確認を行ったほうがよい項目。

トイレ移動/食堂への移動/浴室への移動など多岐にわたる。

外出時の移動は、選択の基準には含まれない。

(仮に選択基準に組み込んでも頻度によって選択に影響することが少ない)。

< 特記事項の留意点 >

ただし、**外出時に介助がある場合は、移動の特記事項に記載することが可能。**

頻度の評価が難しいが、特記事項にはできる限り丁寧に記載することが望ましい。

選択されなかった介助の方法に関する記載も行う。

(一部介助が頻回であるが、全介助の時もあるケースでは、一部介助を選択するが、特記には全介助の際の介護の手間や頻度も記載する)

項目	移乗	選択肢	「4. 全介助」
特記事項の例	過去一週間の状況を聞き取るが、寝たきりのため「移乗」の機会は全くなかったとのこと。しかし、介助者である夫も高齢で要介護者であるため、本人の清拭やシーツ交換などが行えていない。本人ほぼ寝たきりのため全介助は必要と判断。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。		
項目	移乗	選択肢	「1. 介助されていない」
特記事項の例	移乗動作については自力で介助なしで行っていることが多いが、長時間座っていると、立ち上がれなくなるため、トイレで便座から立ち上がる際は、家族を呼び、腕を引き上げてもらっていることがある(1, 2回/日)。		
審査判定における活用ポイント	より頻回に見られる状況で選択した状況の確認。 発生している介護の手間が理解できる。		
項目	移動	選択肢	「1. 介助されていない」
特記事項の例	居室を出てすぐのトイレまで(5~6回/日)は周囲につかまりながら移動できるが、居室から食事を取る場所(3回/日)、浴室(3回/週)への移動は、自室から離れており、途中に段差もあるため、家族に手を引かれながら歩行している。また月数回の外出時は車いす全介助である。		
審査判定における活用ポイント	より頻回に見られる状況で選択した状況の確認。 多岐にわたる移動の状況と発生している介護の手間が理解できる。		
項目	移動	選択肢	「2. 見守り」
特記事項の例	日中独居。歩行が不安定の上、注意力も落ちてきているため、段差で躓きやすく、転倒も多い。室内での移動も本来見守りが必要と判断した。通院時などの外出時は杖使用し、介助者が付き添い腕を支えている。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。 多岐にわたる移動の状況と発生している介護の手間が理解できる。		
項目	移動	選択肢	「3. 一部介助」
特記事項の例	歩行不安定のため、室内外、移動時は介護者が片腕を支えている。自宅はエレベーターのない集合住宅で、週3回のデイサービス時と通院時は必ず介護者が脇を抱えながら階段昇降している。		
審査判定における活用ポイント	住環境や外出頻度により、発生している介護の手間について理解できる。		

2 - 3 えん下(能力) / 2 - 4 食事摂取

<項目の特徴>

選択が一次判定に大きな影響を与えやすい

一部介助に大きな幅がある点が特徴 = 二次判定での評価のポイントになることも多い。

<特記事項の留意点>

一部介助を選択している場合は、介助の量を明記する必要がある。

多くの場合、食事は頻度よりも介助の程度を的確に記載することが必要。

一部介助

- ・器に残ったご飯を数口のみ介助
- ・最初の数口は自分で摂取するが、残りはすべて介助

周辺に発生する介助(食べこぼしの掃除等)

- ・選択には含まないが特記事項には記載可能

項目	食事摂取	選択肢	「3.一部介助」
特記事項の例	初めは自分で口へ運んでいるが、途中で手が止まってしまうことが多い。残りの8割程度はいつも家族が介助している。		
審査判定における活用ポイント	「一部介助」における介助量、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	食事摂取	選択肢	「1.介助されていない」
特記事項の例	食事は自己摂取しているが、むせやすいため、家族が調理の段階で、小さめに切ったり、やわらかく煮たりしている。また食べこぼしも多いため、終わった後は必ず掃除が必要。		
審査判定における活用ポイント	調理や食べこぼしの掃除等は選択肢には含まれないが、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	食事摂取	選択肢	「4.全介助」
特記事項の例	現在は毎回介護者が経管栄養にて栄養剤を注入しているが、経口摂取のリハビリも行っており、ゼリーを一口二口家族の一部介助で摂取している。頻度より全介助を選択する。		
審査判定における活用ポイント	より頻回に見られる状況で選択した状況の確認。 選択肢には含まれないが、発生している介護の手間が理解できる。		

2 - 5 排尿 / 2 - 6 排便

<項目の特徴>

もともとの行為に個人差が大きい(トイレ・ポータブル・リハパン・パット・おむつ・カテーテル・ストーマなど)

回数に個人差が大きい

昼と夜の介助に違いがある場合がある

上記の結果、介助の量に幅がでるため、特記事項の記載が、審査判定において重要な役割を果たす場合が多い。

< 選択・特記事項における留意点 >

トイレまでの移動は「移動」で把握する。

失禁時の着替えは「着脱」で把握する。

「尿器への排尿」及び「排便器への排便」における介助は、腹圧が弱いため、腹部を押すなどしないと排泄できない場合における介助をさしている。

留置カテーテルにおける、蓄尿バッグに溜まった尿の後始末は、「排尿後の掃除」等に該当すると考える。

対象者の排尿・排泄の一連の行為を把握した上で、介助が行われているかを確認する。

< 摘便・浣腸 >

基本的に医療行為であるため、**浣腸や摘便等の行為そのものは含まれないが、これらの行為に付随する排便の一連の行為は含む。**

	項目	排尿	選択肢	「3.一部介助」
	特記事項の例	尿意なく、2,3時間おきに介護者がトイレ誘導。一度の声かけでは、動こうとしないため、3,4回声かけし、手をつなぎトイレまで行く。排尿動作、清拭など一連の行為に部分的な介助が行われている。ズボンの上げ下げに抵抗あり、一回のトイレに10分はかかる。		
	審査判定における活用ポイント	介護拒否への対応など発生している介護の手間が理解できる。		
	項目	排尿	選択肢	「1.一部介助」
	特記事項の例	ベッド上で尿器使用。排尿動作、清拭は介助受けていないが、尿器の尿の後片づけのみ看護師が行っている。		
	審査判定における活用ポイント	発生している介護の手間が理解できる。		
	項目	排尿	選択肢	「4.全介助」
	特記事項の例	日中、夜間ともにオムツ対応。家族による全介助。尿失禁が多く、毎日シートまで汚すため、取り替え、洗濯に家族は手間がかかっている。失禁の後始末、着替えに拒否があり。		
	審査判定における活用ポイント	シートの洗濯や衣服の更衣に関する介助は、選択肢には含まれないが、発生している介護の手間が理解できる。		

2 - 7 ~ 9 口腔清潔・洗顔・整髪

< 整髪 >

かつらは整髪を考えるのか？

かつらを地毛と捉えるかどうかではなく、それを整える行為（整髪）が発生しているのであれば、介助として捉える。

頭髪がない場合、短髪で整髪が必要がない場合

頭を拭く行為などで代替して評価

	項目	整髪	選択肢	「2.一部介助」
	特記事項の例	用具の準備さえすれば、自分ででき、確認などの必要もない。		
	審査判定における活用ポイント	発生している介護の手間が理解できる。		

2 - 10 上衣の着脱 / 2 - 11 ズボン等の着脱

< 選択・特記事項における留意点 >

首や体幹を揺り動かす程度の動き

介助者の介助の方法や負担に大きな影響を与えていないことから、選択肢の選択には影響を及ぼさないと判断し、一連の行為がすべて介助者によって行われていれば「全介助」を選択する。

ex. 袖を通すなど一連の行為 = 介助 / 上衣をかぶる際の首を曲げる動作 = 自分の行為
「全介助」を選択。

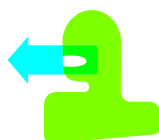
自ら袖を通すような動作

ex. 服を構える動作 = 介助 / 袖を通す行為 = 自分の行為 「一部介助」を選択。

浴衣形式の寝巻きを着ていて、ズボン等をはく機会がない場合 パンツ、オムツで評価

項目	上衣の着脱	選択肢	「3. 一部介助」
特記事項の例	手のこわばりがあり、寝間着のボタンのかけはずしには時間がかかる。疾患の影響で体幹のバランスが取りにくく、Tシャツの着脱には相当な時間がかかってしまう。本来、一部介助は必要と判断。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。		
項目	ズボン等の着脱	選択肢	「3. 一部介助」
特記事項の例	介護者がズボンを構えると、自ら足を通し、引き上げている。日常的にウエストがゴムのズボンをはくことが多い。介護者はズボンを構えるだけなので、それほどの手間ではないとのこと。		
審査判定における活用ポイント	発生している介護の手間が理解できる。		
項目	ズボン等の着脱	選択肢	「1. 介助されていない」
特記事項の例	昨年、立ったままズボンの着脱をして転倒した。座って着替えるように言っているが、忘れてしまうため、妻は着替えの前に必ず声かけしている。着替えの間は見守っていない。		
審査判定における活用ポイント	選択肢には含まれないが、発生している介護の手間が理解できる。		

第3群「認知機能」



第3群 認知機能の特徴

認知症の中核症状の有無を問う項目(3 - 1 ~ 3 - 7)と辺縁症状の有無を問う項目(3 - 8 ~ 3 - 9)で構成

「徘徊」「外出して戻れない」を除き、すべて能力による評価

実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、より頻回な状況で選択

第3群の項目の選択・特記事項における留意点

3 - 1 意思の伝達

< 選択上の留意点 >

伝達する意思の内容の**合理性は問わない**。

自分の考えや要求でも可。その内容が不満や妄想、勘違いであっても伝えることができれば、ここでは「伝達できる」とする。

ex. 「歩けますか？」 「もちろん」

事実と反することであっても、本人が歩けると言っているのであればよい。

ex. 「どの服を着るか？」 「ご飯が食べたい」

質問の内容を理解していなくても、意志が伝えられればよい。

ただし、認知症等があり、限定された内容のみ「意思の伝達」ができる場合は「3. ほとんど伝達できない」を選択する。

3 - 4 短期記憶

目安: 調査直前 = 数十分前 ~ 1, 2時間程度前

夕方の調査で朝のことを聞くことはここでは適切ではない。

第4群「精神・行動障害」



第4群 精神行動障害の特徴

主に認知症の辺縁症状の有無を頻度から評価する項目群

選択肢の選択の際に介護の手間については勘案しない。

具体的な対応(介護の手間)の内容や頻度は特記事項へ記載し、必要に応じて二次判定で評価

ex. 穏やかに会話していると突然怒りだして収まらなくなることがある。(週一回)

状態のみの記載。周囲がどのような対応をしているかは読みとれない。

ex. 穏やかに会話していると突然怒りだして収まらなくなることがある。(週一回)

その都度本人をなだめているが、落ち着かせるのに時間がかかる。

具体的な介護の手間が読みとれる。

ポイント

介護の手間 = 実際に行われている介助や対応 × 頻度

基本的には脳血管疾患や認知症等による行動

ただし、もともとの性格、以前から見られる行動で過度に尖鋭化していると判断できる行動があれば該当。

第4群の項目の選択・特記事項における留意点

4 - 1 被害的になる

「妄想」「迫害」「被毒」「微小」「心気」など

自分だけが虐げられているような被害的な行動

皆ダメになってしまう、ガンに違いない、自分などいないほうがよい・・・等

項目	被害的になる	選択肢	「3.ある」
特記事項の例	毎日、お金が盗まれたと訴えがあるので、娘と一緒に探しており手間がかかっている。		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	被害的になる	選択肢	「3.ある」
特記事項の例	他者が自分の物にさわると盗られると思い、相手へ手をあげたり、暴言を吐いたりする。職員はその都度、なだめて落ち着かせるなどの対応を取っている。(週2,3回)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

4 - 2 作話

必ずしも被害的な話をするに限らない。

項目	作話	選択肢	「2.ときどきある」
特記事項の例	退院の予定はないが、「明日退院で息子が迎えに来てくれる」と看護師やお見舞いの親族に話している。(月2,3回)本人不穏になることもないため、特別な対応はない。		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

4 - 3 感情が不安定

度を超している、長く続く等の状況

項目	感情が不安定	選択肢	「1.ない」
特記事項の例	体調、健康に対していつも気にしており、少しでも体調が悪いと不安を抱え、気に病む。 病院へ行っても医師からの説明が十分ないと安心しない。娘や妻が言っても聞き入れず家族はストレスを感じているが、場面や目的からみて不適当な行動とは考えられないためチェックはなし。		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、選択肢には含まれないが発生している介護の手間が理解できる。		
項目	感情が不安定	選択肢	「2.ときどきある」
特記事項の例	興奮すると話が止まらなくなる。落ち着かせるため家族はなだめ、声かけするが、「良くしてもらって」と泣き出す。(月数回)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

4 - 4 昼夜の逆転がある

不眠に加えて、日中のADL低下などが見られる

項目	昼夜逆転	選択肢	「3.ある」
特記事項の例	夜起きていて、ガタガタと音を立てたり、4時頃窓を開けたりしている。家族は起きて声かけしている。日中は昼頃まで寝ており、起きていてもぼーっとしていることが多い。生活時間もずれるため、家族は困っている。(毎日)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

4 - 5 同じ話をする

- 「保続」「粘着」「迂遠」など

「迂遠」…結論になかなかたどりつけず、同じ話を繰り返すような行動

項目	同じ話をする	選択肢	「2.ときどきある」
特記事項の例	窓の外の木の上に人の姿が見える等、同じ話をする(月2, 3回)ので、その都度傾聴して、適当なところで話を止めるようにしている。		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

項目	同じ話をする	選択肢	「3.ある」
特記事項の例	寝る前に不安症状が強くなり、「ご飯を食べていないので眠れない」と繰り返し訴えてくる。職員は話を聞き、どうしても納得されない場合は、小さなおにぎりを食べさせるなどの対応をとり、落ち着かせている。(週2, 3回)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

4 - 6 大声を出す

- 難聴であるために、大声で話している場合は含まない。
- 「夕暮れ症候群」「日没症候群」など認知症の方の場合、夕方に見られる場合がある。

4 - 7 介護に抵抗

- 明らかな拒絶や拒否を評価
ex.手を払う、顔をそむける、大声で抵抗する等
- 無気力・無頓着は含まない。

項目	介護に抵抗	選択肢	「3.ある」
特記事項の例	一人でのトイレ移動が困難なためポータブルトイレを購入し利用を勧めるも、拒否があり抵抗が強い。自分でトイレへ行こうとして転倒・ずり落ちがあり、緊急対応していることが多い。(週1回程度)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

項目	介護に抵抗	選択肢	「1.ない」
特記事項の例	息子の妻の言うことを聞かない。尿取りパットの不始末などを注意するも、聞き入れない。 助言を聞き入れない状態のため、チェックはないを選択するが、息子の妻は鬱状態になっている。		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、選択肢には含まれないが発生している介護の手間が理解できる。		

4 - 8 落ち着きなし

- 「ここではないどこか」(家以外にも会社等)に帰りたいという意思表示と、落ち着きのなさがとれる具体的な行動 (ex . 着替え、荷造りをする、玄関へ行き、靴を履く等)がある場合

4 - 11 物や衣類を壊す

- 実際に、物が壊れなくても破壊しようとする行動が見られる場合は評価する。
使い方がわからず、結果的に壊してしまった場合は含まない。

4 - 14 自分勝手に行動する

- 状況を認識できない、的はずれ、ルールを守らない、相手の迷惑をかえりみない等

項目	自分勝手に行動する	選択肢	「2.ときどきある」
特記事項の例	自宅のリフォームを業者へ勝手に指示してしまう。家族がいても聞かないため、後で業者に指示を撤回するなどの対応を取ることがある。(月1回程度)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	自分勝手に行動する	選択肢	「3.ある」
特記事項の例	デイサービス先で、皆で何かをしようとする時間になると、外へ出て行ってしまふ。スタッフが追いかけて、説明しても聞き入れない。(週3回)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

第5群「社会生活への適応」

(平成21年5月21日 認定調査員指導者研修資料より一部抜粋)



第5群の項目の選択・特記事項における留意点

5-1 薬の内服

定義について

全介助・・・「薬や水を手元に用意する、薬を口へ入れる」という一連の行為に介助が行われている場合。またこの一連の行為に加え、水を飲む行為にも介助が行われている場合も「全介助」とする。

一部介助・・・水を口に含ませる等、「飲み込む」行為に介助が行われている場合も含む。

経管栄養における薬の投薬

「胃ろう」による食事摂取が「全介助」と理解されるのと同様に、薬の内服が経管栄養において実施されている場合は、その経管栄養への投薬における介助の方法で選択する。

薬の内服がない(処方されていない)場合

処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択。

項目	薬の内服	選択肢	「2.一部介助」
特記事項の例	本人は、薬を飲む時間や量については理解しているが、細かい指先の動きがとれないため妻が毎回(3/日)薬を用意し、本人の手のひらにのせている。		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	薬の内服	選択肢	「2.一部介助」
特記事項の例	自己管理しているが、薬によっては余っているものもあり、きちんと服薬できていない。水の準備や薬を取り出し、口に入れる行為は問題ないが、薬の管理は行えていない状況から、飲む量の指示などの一部介助は必要と判断。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。		
項目	薬の内服	選択肢	「2.一部介助」
特記事項の例	現在薬は処方されていないが、物忘れがあり管理は困難。数ヶ月前まで服薬していた薬は、家族が飲む量を指示するなどの介助があったため、一部介助は必要と判断。		
審査判定における活用ポイント	薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した理由について理解できる。		

5 - 2 金銭の管理 / 5 - 5 買い物

金銭の管理 (Management)

- ・具体的なお金のやり取りや、銀行での引き出し行為ではなく、「管理」できているかどうかポイント。
- ・能力を質問している項目ではない。ただし、不適切な財産管理（経済的虐待なども含む）や訪問販売などによる不適切な金銭管理がある場合は、特記事項に記載する。

買い物 (Purchasing)

- ・食材等の日用品を選び代金を支払う行為が、おおむね一週間程度の間どの程度発生しているか把握し、この行為に介助が行われているかどうかで選択。
- ・家族が日用品をすべて代理で購入している（他の家族のものと一緒に購入している場合も含む）場合は介助とする。
- ・能力を質問している項目ではない。
- ・サービスの一部として提供されるような購入代行（例；御用聞き）は介助と捉えない。

ポイント

本人が自分で買い物をしているも、介護者が精算、返品等（冷蔵庫の腐ってしまった物を整理する）の介助を行っている場合は「一部介助」を選択する。

「介助されていない」状態が、対象者にとって「不適切」であると、調査員が判断する場合は理由を特記に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択。

項目	金銭管理	選択肢	「3. 全介助」
特記事項の例	入院前まではすべて自己管理しており、現在も能力はあると思えるが、入院中は所持金の支出入や管理についてはすべて家族に任せており、本人も把握していないため、全介助を選択する。		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		
項目	金銭管理	選択肢	「1. 介助されていない」
特記事項の例	現在入院中で、銀行からのお金の引き出しや、日用品の買い物などは家族が行っているが、本人は支出入については把握しており、必要な物の買い物、支払いについては家族に指示しているため、「1. 介助されていない」を選択する。しかし、家族はその都度本人の意見を聞かねばならないため、大変とのこと。		
審査判定における活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択の根拠について理解できる。発生している介護の手間が理解できる。		
項目	金銭管理	選択肢	「2. 一部介助」
特記事項の例	金銭については自己管理。しかし最近訪問販売で高級な買い物をするのが続いている。2週間に一度は家族が訪問し、購入した物について聞き、不要と思われる物については返品も勧めるが、本人は必要な物だといって、聞き入れない。適切な管理のために、一部介助は必要と判断する。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。発生している介護の手間が理解できる。		

項目	買い物	選択肢	「3.全介助」
特記事項の例	現在入院しており、食材などの買い物は行っていないが、売店でお菓子を 買うことはある。しかし日用品に関する買物の主たる状況ではないため、 「全介助」を選択する。		
審査判定における 活用ポイント	具体的な日頃の状況、調査員の選択の根拠について理解できる。		
項目	買い物	選択肢	「2.一部介助」
特記事項の例	食材等の買い物は、週2回のヘルパーに頼んでいるが、買ってくる物の指 示、支払いについては行えているため、一部介助を選択する。		
審査判定における 活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択の根拠について理解できる。		
項目	買い物	選択肢	「3.一部介助」
特記事項の例	買い物は本人が行っているが、買った物を忘れ、同じ物を買ってきてしまう。 冷蔵庫内には腐った物が多くなってしまうため、家族が週に一回程度は整 理している。買い物の際、食材等の選択には、一部介助が必要と判断。		
審査判定における 活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した 介助の方法の選択理由について理解できる。 発生している介護の手間が理解できる。		
項目	買い物	選択肢	「1.介助されていない」
特記事項の例	スーパーへ行き、品物の選択や代金の支払いは自分で行っているが、荷物 がもてないため、必ず夫が付き添い買った物は夫が持ち、車まで運んでい る。(買い物は週2,3回)		
審査判定における 活用ポイント	選択肢には含まれないが、買物の具体的な状況、発生している介 護の手間について理解できる。		

5 - 3 日常の意思決定

意思伝達との違いは何か？

- ・意思決定と意思の伝達は、同時、または連続的に発生することが多いため、これを分けて考えるのが難しい場合がある。
- ・意思の決定：決定すべき内容を理解した上で、自分の意思を決定しているかどうか
- ・考え方としては、伝達が行われていなくても、決定されていれば「できる」(たとえば、医師の治療方針に賛同できなくても、その後の人間関係等を考慮して文句を言わないでおくような態度は、高度な意思決定が行われていると考える)
内容に賛同できるかどうか問わない。
ただし、理解できないような内容であれば特記事項に記載する。

日常の意思決定における2つの場面(複合選択肢なのでわかりにくい)

特別な場合・・・ケアプランの作成への参加/ケアの方法・治療方針への合意

日常的な状況・・・見たいテレビ番組/その日の献立/着る服の選択

選択基準

	特別な場合	日常的な状況
できる(特別な場合もできる)		
特別な場合を除いてできる	×	
日常的に困難	×	
できない	×	×

= できる × = できない = できることがある

項目	日常の意志決定	選択肢	「2. 特別な場合を除いてできる」
特記事項の例	ケアプランの作成や合意については行えず、家族に任せているが、自分の見たいテレビ番組を見たり、家族が夕食の献立について聞くとな何を食べたいか答えることはできるため、「2. 特別な場合を除いてできる」を選択する。		
審査判定における活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択の根拠について理解できる。		
項目	日常の意志決定	選択肢	「3. 日常的に困難」
特記事項の例	日常の生活の中で、どちらの服にするか?何を飲みたいか?との質問に対し答えることはあるが、何も答えなかったり、質問を理解できず全く違う回答が帰ってくることもあるため「3. 日常的に困難」を選択する。きちんと確認しないと怒るため、家族はその都度確認しなければならない。		
審査判定における活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択の根拠について理解できる。発生している介護の手間が理解できる。		

5 - 4 集団への不応

自分勝手な行動との違いは何か?

- ・それぞれ重複は発生しうる。
- ・自分勝手な行動をとって、集団に不応な人も存在する。

項目	集団への不応	選択肢	「3. ある」
特記事項の例	レクレーションの時間になると突然他者に攻撃的になることがあり、職員が間に入ってやめさせている。他の利用者は萎縮してしまっている。(週1回程度)		
審査判定における活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択の根拠について理解できる。発生している介護の手間が理解できる。		

項目	集団への不適応	選択肢	「2.ときどきある」
特記事項の例	以前は社会的だったが、閉じこもりの生活が続いている。家族がデイサービスや地域の集まりへの参加を勧めるが、強く拒否する事がある。(月1, 2回)		
審査判定における活用ポイント	聞き取りにより把握した状況、発生している介護の手間が理解できる。		

5 - 6 簡単な調理

簡単な調理とは何か？

「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」と定義。

ポイント

ここでいう「簡単な調理」について介助があるかどうか。

家族が食事の準備をしている = 全介助ではない。

まずは、それぞれの「機会」がどの程度あるのかの把握を行う。

選択の留意点

- ・家族が“簡単な調理”を行ってしまっている場合（本人に能力がある）
能力の項目ではないので、本人の能力は選択には影響しない。
実際に作ってもらっている頻度が高いのであれば、介助として選択を行い、能力はある旨を特記事項に記載する（二次判定で評価の対象となる）
- ・病院・施設に入院・入所している場合は、全介助となる場合が多い。

項目	簡単な調理	選択肢	「2.見守り等」
特記事項の例	毎日、本人が炊飯している(それ以外の簡単な調理はなし)とのことだが、食べきれないほどの量を炊飯しており、食べずにタンスにしまったりしている状況もある。月1, 2回は家族が訪れるため、その都度確認し、捨てている。炊飯する米の量については、見守りが必要と判断。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。		
項目	簡単な調理	選択肢	「4.全介助」
特記事項の例	炊飯については毎日家族が行っている。家族が不在にした1日は、本人が作り置き惣菜をレンジで温めたが、頻度により「全介助」を選択する。		
審査判定における活用ポイント	具体的な日頃の状況、選択の根拠について理解できる。発生している介護の手間が理解できる。		
項目	簡単な調理	選択肢	「3.一部介助」
特記事項の例	炊飯器の使い方がわからないため、食事が菓子パンばかりになってしまう。食生活として健康的とは言えない状況であるため、使い方の指示など一部介助は必要と判断する。		
審査判定における活用ポイント	適切な介助が提供されていないと調査員が判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由について理解できる。		

特記事項記入のポイント

平成22年2月 作成

平成22年2月 発行

作成者

横浜市健康福祉局介護保険課

(参考資料)

認定調査員テキスト2009改訂版

平成21年度要介護認定調査員指導者研修
説明資料

環境行動都市へ向け
ハッキリが行動します！

シー サンジュー
ヨコハマはG30